

明治十〜二十年代のドイツ国家学に基づく教育観の受容 — 哲学館と「護国愛理」への視点として —

角谷昌則

katsumi masanori

一 円了のウィーン訪問

東洋大学の前身である哲学館は、学祖・井上円了（以降、円了と略す）によって明治二十年九月十六日に創設された。そして円了はその哲学館を後に、翌二十一年六月に約一年間に渡る欧米視察旅行（第一回海外視察旅行）に出発する。この行動に対し、なぜ敢えて学校創立から一年未満という大切な時期に一年余りに渡る長期の渡航に出たのか、これは「突然」の出發としか考えられない、と三浦節夫は疑問を呈している⁽¹⁾。この疑問に対し三浦は、円了と深い繋がりのあった東本願寺側がこの海外渡航を事前に承知していた形跡を挙げ、「突然」の渡航では無かった旨を示唆している⁽²⁾。

「突然」で無いならば相応の検討を経た上での行動ということになるが、この時期に相次いで起こった日本の統治機構や文教施策の大きな変革、および円了帰国後に見られた円了の教育観の変化等も併せ考えると、なぜ生後間もない哲学館を後に残してでも敢えてこの時期に渡航に踏み切ったのか、三浦の疑問を引き続き考えてみる必要もあるのではなからうか。本稿は、紙幅の都合から深掘りは難しいとしても、当時の明治政府によるドイツ国

家学の受容や文教施策の変革などを検討し、それらをこの時期の哲学館や円了の教育観を捉える上での視座として提示するものである。

明治維新以来、明治政府は日本のあるべき統治機構をめぐって紆余曲折を経験してきたが、明治十年代から二十年代にかけて、遂にその基礎が据えられた。日本の創出すべき立憲政体のあり方について、英米流議会の早期開設を求める大隈重信参議らが政府から追放されると（明治十四年の政変）、直ぐに「国会開設の詔」が明治天皇より詔勅され、日本は明治二十三年を期に欽定憲法の制定と国会開設を行うことが決まった。その準備のため、伊藤博文参議は欧州へ憲法調査等を目的とした出張に赴く。明治十八年十二月には大政官制から内閣制度に移行し、伊藤が初代内閣総理大臣となり、明治十九年二月には行政機構（各省官制）が整備され、三月には行政官僚の養成・供給等を目的として帝国大学が創設される。そして明治二十一年四月に枢密院が設置されると、伊藤は自ら議長に就任して憲法草案の審議を行い、明治二十二年二月いよいよ大日本帝国憲法が公布されるに至った。明治二十三年七月には第一回衆議院議員総選挙が行われ、十一月には第一回帝国議会が開かれている。また、同年十月には天皇から教育勅語が発せられ、日本の国民教育の根本が定められた。

こうした一連の動きに向かったターニング・ポイントとして、伊藤の欧州への憲法調査が挙げられる。なぜなら、主にドイツとオーストリアで過ごしたこの出張にて、伊藤は国制に関する要諦を多く得ることができ、それをベースに明治国家の体制を整え得たからである。そしてその伊藤の学びに特に顕著な影響を与えた人物を一名特定するならば、それはウィーン大学の著名な行政法学者であり国家学者である、ローレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein: 1815-1890) ということにならう。明治政府のリーダーたる伊藤がシュタインに心酔していたことは当時でも有名で、それは日本の皇族・政治家・宗教家・学者などの間でも、渡欧の機会にウィーンの

シュタインを訪ねるといふ「シュタイン詣で」が流行する程であった⁽³⁾。例えば、その一人である有栖川宮熾仁親王に随行した林薫は、「回顧録の中でこう記している…

伊藤公がスタインの講釈を聞けりと云うことよりして、スタインは一時日本人間に流行子となり、欧州視察に行く者、博士に面会せざれば、有馬に行つて温泉に浴せざるの心地したり。……日本に於て有名なる僧が、博士に就き仏学の質問を為して、その説に感服したるもあり。以て、当時博士に対する日本人の思想如何を知るべし⁽⁴⁾。

まさに「スタイン（注…ドイツ語で“石”や“岩”の意味がある）で固い頭を敲き破り」と云う川柳や、「彼奴（あいつ）も此奴（こいつ）も独逸（どいつ）でなくては夜が明けぬ」などといった文句が人口に膾炙するほど、シュタインは時の人であったわけである。

円了も第一回海外視察旅行にてウィーンを訪れている。この旅行の記録は、『欧米各国政教日記』上下巻として、明治二十二年から二十三年にかけて出版された⁽⁵⁾。しかし、この著作のウィーン滞在時の部分を参照しても、円了がシュタインに会つたと云う記述は無い。内容は当地におけるキリスト教関係の記事が殆どで、分量も乏しい。もっとも、この旅行の目的は欧米における政治（国家）と宗教との関係、および哲学や東洋学研究の情況を实地に調査することにあつたため、元々「シュタイン詣で」は予定されていなかったのかもしれない。あるいは、シュタイン自身は明治十八年にウィーン大学を定年退職し、以降は主にウィーン近郊のヴァイトリンガウにあつた別荘で学生生活を続けていた頃で、しかも肺結核を患つて徐々に衰弱していた時期でもあつたため、面会が叶わな

かったのかもしれない⁶⁾。

ただ、知識階級に属する円了がシュタインの評判について知らなかったとは考えにくい。そして特に旺盛な行動力を発揮する円了ならば、折角の来欧の機会を逃さずシュタインに会おうとしても不思議では無い。また円了の交流関係、例えば旅行出発直前には内閣法制局長官で伊藤にドイツ学の導入とドイツへの憲法調査を強く勧めた井上毅と面会したり、欧州ではドイツ留学中の井上哲次郎と頻繁に顔を合わせたりしていることなども考え合わせると、円了がウィーン訪問時にシュタインに会わなかった／会おうとしなかったとするのは些か奇異に思われるのである。

なお、シュタインは明治二十三年九月に、ウィーンで病歿した。円了はその後二回の海外視察でも欧州を訪れているが、ウィーンには行っていない。

二 学政方針とドイツ国家学

明治維新以後、自然界の法則性に着目する世界観とその具体的な果実としての近代科学の華々しい成果、およびそうした世界観に縁を有し自然権的な発想に基づく自由主義思想、平等論、民権論といった政治思想が、明治の新国家に急速に流入してきた。明治政府の要人や在野の知識人においても、そうした自由権思想に共鳴する者が少なくなかった。教育の分野では、例えば福沢諭吉の有名な『学問ノス、メ』（一八七二—一八七六）にて、アメリカ独立宣言を彷彿させるような文言で天賦人権思想が謳われ、封建思想の否定と共に、自由・独立・平等を備える近代的な個人と社会の姿が、新しい学問像との関係で広く提唱されている。

後に明治の元勳となる伊藤博文は、明治政府樹立当初から教育に少なからず関心を寄せていた。例えば、まだ

兵庫県知事時代に陸奥宗光らと政府に提出した建白書『国是綱目』（明治二年一月）では、「：全国ノ人民ヲシテ世界万国ノ學術ニ達セシメ、天然ノ智識ヲ補充セシムベシ。：速カニ人々ヲシテ弘ク世界有用ノ學業ヲ受ケシメズソバ、ツイニ人々ヲシテ耳自無キノ末俗ニ陥ラシムベシ。故ニコノ回新ニ大學校ヲ設ケ、旧來ノ學風ヲ一変セザルベカラズ。：スナワチ大學校ハ東西南京ニ營シ、府藩県ヨリ郡村ニイタルマデ小學校ヲ設ケ、各大學校ノ規則ヲ奉ジ、都城辺僻ニ論ナク、人々ヲシテ智識明亮タラシムベシ」と、教育に関する建策を述べている。全国民に世界に通用する知識と実学を広める必要がある、そのために必要な小學校から大學までの整備を求めたのである。西洋列強へのキャッチ・アップを目指す「文明開化」型の教育觀をそこに見ることができよう。こうした中で実施されたのが、明治五年に発布された日本最初の国民學校教育制度である「学制」（明治五年八月、太政官布告）であった。

しかしわずか数年の後に、この教育觀に変更を迫る契機が訪れる。明治十一年の夏から秋にかけて東山・北陸・東海の諸地方を巡幸した明治天皇は、急激な社会改革や民衆の生活実態とは離れた欧米流知育への偏重を教育停滞の原因と見て、侍講の元田永孚に『教学聖旨』（明治十二年八月）を執筆させ明治政府に示した。『教学聖旨』には、「教学ノ要、仁義忠孝ヲ明カニシテ、智識才芸ヲ究メ、以テ人道ヲ尽スハ、我祖訓国典ノ大旨、上下一般ノ教トスル所ナリ」という文言で始まる、あたかも旧幕時代を想起させるような教育觀が述べられており、そうした懐古的な教育を明治政府に要求したのであった。

これに対し、伊藤は井上毅らと共に直ちに『教育議』を作成して上奏し、『教学聖旨』への反論を行なった。その内容は政府の教育政策の正当性を主張し宮中側の要求を退けるものであったが、『教育議』には『国是綱目』には無かった新しい性質の意見も加わっていた。それは、高等教育の意義についてであった…

高等生徒ヲ訓導スルニハ、宜シク之ヲ科学ニ進ムヘクシテ、之ヲ政談ニ誘フベカラズ。政談ノ徒過多ナルハ、国民ノ幸福ニ非ス。：宜シク工芸技術百科ノ学ヲ広メ：高等ノ学ニ就カント欲スル者ハ、専ラ实用ヲ期シ、精微密察、歲月ヲ積久シ、志嚮ヲ專一ニシ、而シテ浮薄激昂ノ習ヲ暗消セシムヘシ。蓋シ科学ハ実ニ政談ト消長ヲ相為ス者ナリ。

「科学」重視は『国是綱目』や維新以降の明治政府の教育政策にも通じる教育意見であるが、『教育議』では、若者を科学の勉強に導くことよって、政治談義や政治活動から遠ざけたいとする理由も述べられている。これは当時の世相、すなわち明治政府による版籍奉還（明治二年六月）や廢藩置県（明治四年七月）などの改革によつて、禄や特権を失つた旧武士階級の中の不平士族が自由民権運動等と連なり、明治政府への厳しい批判を展開していた状態を反映した意見と考えられる。

このように教育を対宮中および対民権派といった政治的文脈で捉える視点は、日本の近代化というテーマを超えて、これから明治国家をどのように形成し運営していくのか、明治政府の統治や機構のあり方にも関わる問題といえる。こうした視点について、教育史の研究者である土屋忠雄は、伊藤にはそのように教育を国家の基礎として思考する意識が、『国是綱目』の時代から強く見られたと指摘する⁷⁾。しかし、『国是綱目』の文言からは、国の近代化から教育を構想する視点は読み取ることができるとの、国家の統治のあり方に踏み込んだ見解は明瞭ではない。よつてこの土屋の指摘は少々大袈裟とも取りうるが、『教育議』の頃になると、土屋が指摘するように伊藤にそうした意識が芽生えていたとみなしても誤りではないだろう。

結局、日本最初の国民学校教育制度である「学制」が、その画一的な法制度や民衆負担の過多によって頓挫すると、情勢を挽回するために明治政府は、「自由教育令」とも呼ばれたほどの「規制緩和」を伴った「教育令」（明治十二年九月、太政官布告）を発売した。文部大輔の田中不二麿と共に、伊藤は『教学聖旨』を退けてこの教育改革を断行したのであった。

しかし、「教育令」は更なる学事の停滞を招き、田中は更迭され、翌年には教育制度を国家統制や政府の干渉を強める方向へと転換する「改正教育令」が公布される。このような明治政府の失態と強権的な教育政策の導入は、英米流の自由主義的な思想や制度を求める自由民権派を刺激し、政府内外から政府批判を強めることになった。それが明治政府内から大隈重信（明治政府内で伊藤のライバルでもあった）らイギリス型の議会制度の早期創設を求めた自由民権派を追放するという、明治十四年の政変（十月十一日）へとつながっていくのである。これによって下野した大隈らは翌年四月に立憲改進黨を結党し、また十月にはイギリス流の自由主義的な政治思想に基づく東京専門学校を開校して、伊藤が『教育議』で懸念していた若き「政談ノ徒」の育成を始めたのであった。

この頃、英米流の国づくりへと急進することに反対する参議・井上毅は、ドイツ（プロイセン）モデルの国家構想を伊藤も含めた政府要人に提案するようになる。例えば、明治十四年十一月七日付で太政大臣・三条実美宛に提出した『人心教導意見案』で、井上は次のように述べている…

今天下人心ヲシテ、稍ヤ保守ノ氣風ヲ存セシメントセハ、専ラ李国ノ学ヲ勸奨シ、数年ノ後、勝ヲ文壇ニ制スニ至ラシメ、以テ英学ノ直往無前ノ弊ヲ暗消セシムベシ（8）

同案には、新聞対策、実業教育の振興、漢学の奨励など、民権派や英米思想の抑止に向けた策が書き連ねてあった。その最後に「独乙学ヲ興ス」も挙げられていたのである。民主的な政府を持つ英米等に対し、プロシア政府は王室の政府であるため日本に近い、というのがドイツ学支持の理由であった。このような井上のアドバイスもあつて、伊藤は翌年ドイツをターゲットとした憲法調査に赴くことになったのである（明治十五年二月〜翌十六年八月）。

憲法調査で来欧した伊藤らは、明治十五年五月十六日にベルリンに到着すると、ルドルフ・フォン・グナイスト (Rudolf von Gneist: 1816-1895) やアルバート・モッセ (Albert Mosse: 1846-1925) らの講義を受ける。しかし最も感銘を受けたのは、ウィーンにおけるシュタインであった。同年八月八日にウィーン入りした伊藤ら一行は、即日シュタインと面談する。そして同月十一日には、伊藤は既に次のような書簡をウィーンから右大臣・岩倉具視へ書き送っていた…

博文来欧以来取調の廉々は、片紙に蓋兼候故不申上候処、独逸にて有名なるグナイスト、スタインの両師に就き、国家組織の大体を了解する事を得て、皇室の基礎を固定し、大権を不墜の大眼目は充分相立候間、追て御報道可申上候。実に英、米、仏の自由過激論者の著述而已を金科玉条の如く誤信し、殆んど国家を傾けんとするの勢は、今日我國の現状に御座候へ共、之を挽回するの道理と手段とを得候。報国の赤心を貫徹するの時機に於て、其効験を現はすの大切なる要具と奉存候て、心私かに死処を得るの心地仕候。

この文言から、荒れ狂う自由民権論を抑え、天皇制を保ち得る国家組織の在り方に関し、心底から確信を得たさ

まがうかがえる。

そして文面にて述べられた「之を挽回するの道理と手段」とはどのようなものなのか、同時期の別の書簡からうかがい知ることができる。シュタインに傾倒した伊藤はシュタインの日本招聘を画策するのだが、それについて書かれた明治十五年九月二十三日付の井上馨宛に発せられた手紙の中にはこう記されていた…

先便已に博士スタイン備入の儀申上置候処、如何御考慮に候哉。小生独逸学問の根底あるを見て、益此等の人物の今日我国に必需なるを覚へ申候。此人日本に至り学校の創立、組織、教育の方法を実地に就て見込を立てしむるを主とし、現政の法度情況に就て政府の顧問たらしめば、只に目下の便益を得る而已ならず、百年の基礎又随て牢固ならん¹⁰。

また同年十月二十二日付の書簡には次のような文言が見られる…

スタイン備入の事は、…：国家将来の為、屹度其効驗有之候儀と奉存候…：勿論如同人大学者にしてモナルキツカルプリンシプルを主唱する者は、世界に多人数は無之、大概は流行に附和したるデモクラシー主義の学者多く、我国に輸入しても寸益も無之候。愈スタインを備入御許可の上は、政府のアドバイセルにして、学問上のシステムをレホルム為致候事も傍ら為致従事度、人民の精神を直すは、学校本より改正するの外無之候¹¹。

これらの内容から、伊藤はシュタインを主に日本の学校教育の指南役として、国民の精神を刷新し国家百年の基礎を固める目的で日本に招聘しよう、と意図していたことが分かる。日本が進めるべき国づくりに関し、ドイツ国家学が伊藤のいう「道理」で、教育が「手段」であったのではないかと推察される。先述したように、当時の伊藤を悩ませていたのは自由民権派の突き上げであった。しかしシュタインの知遇とアドバイスを得た伊藤は、「彼の改進黨先生の挙動、実に可憐ものなり」（注：改進黨先生とは大隈重信のこと）と日本に書き送るほど、すっかり自信を取り戻している¹²。

伊藤に圧倒的な自信を与えたシュタインの説とはどういったポイントを含むものなのか、次に見てゆく。

三 学政の要諦

シュタインによる伊藤への講義は、明治十五年九月十八日から十月末まで行われた。憲法調査の随行員の一人であった伊東巳代治による講義録が残っており、教育に関しては十月三十一日に講義が行われている¹³。ただその内容は、「教育行政」、「普通教育」、「中等教育」、「高等教育ト学位」などの項目ごとに、ドイツ、フランス、イギリスなどのやり方を説明したもので、そのどこが重要なのか、何が当時の日本政府要人の心を掴んだのかについては読み取り難い。この点に関して、シュタインに詳しく学んでいた河島醇の言説の方が参考にし易いと思われる。

弘化四年（一八四七年）に薩摩で生まれた河島は、明治七年に外務省に入省するとドイツ、ロシアの大使館やオーストリア公使館などに在勤し、ヨーロッパの法制や経済制度等の勉強に励んだ人物である。ウィーン時代にはシュタインのいるウィーン大学に通うだけでなく、シュタインの家庭にも親しく出入りしていた。明治十四年

八月に帰朝したが、伊藤の憲法調査の際には随行員に選ばれて再度欧州に出張した。文部省留学生として伊藤らに随行していた木場貞長は、伊藤とシュタインの間を取り持ったのは河島であったと証言している⁽¹⁴⁾。河島は後に、シュタインの学説を翻訳し日本で出版している⁽¹⁵⁾。

伊藤と共に渡欧する直前の明治十五年一月、河島は福岡孝弟文部卿に『百世ノ治ハ学制ヲ改正シテ一国ノ思想ヲ一ニスルニ如カサル議』という建議書を提出した。ここでは、「醇任ヲ澳京ニ奉セシ以来屢シハ我国進歩ノ度如何ト顧慮セリ當時独澳ニ著名ナル政治経済法理科ノ鴻儒大学ノ大博士『須多印』ト會スル數回醇常ニ氏ノ論說ヲ聞クコトニ其老練ニシテ事實ニ適當ナルニ感スル所多シ」と述べた上で、国制に関し次の見解を示した…

百世ノ治安ヲ慮ル国ハ必ス大学ヲ興シ学制ヲ改正シ以テ一国子弟ノ思想ヲ一ニス⁽¹⁶⁾。

すなわち、末永く国家社会の政治的安定を図るためとして、大学制度に意を注ぎ、教育制度を整えて、国民の思想を統一することが肝心と建築したのである。

なぜこうした着想に至るのか、それも建議書に記されていた。以下において少し引用が長くなるが、土屋の著書に建議書の関係する箇所が再録してあるので参照する。

ある時、シュタインが河島に明治維新以来の日本の動向について問うた際、河島は維新よりわずか十余年で国会開設の儀を天皇に請願し、またイギリス・フランス・アメリカのような文明化を目指して、ルソーの『民約論』をはじめイギリス・フランスの学者による著作が盛んに翻訳され読まれている様子を説明した。しかしシュタインはその答に満足しなかつたようで、重ねて以下のように質問した…

予ハ外人ニシテ貴國ノ言語文章ヲ解セス況ンヤ法制上ノ得失如何ニ於テハ之カ弁論ヲ為シ難シト雖トモ
土連邦ニ於テ人智ヲ進メ人民ノ思想ヲ一ニシ能ク社会ノ新運ヲ開クニ勢力アルモノハ大学ナリ今貴國ノ学
制ハ如何(1)

ここで既にシュタインは、質問の形で国家の発展における大学そして教育制度の持つ役割の重要性を、河島に示唆していたと見られる。

この問いに対し河島は、儒教ベースの倫理学や日中の古典に依拠する政治学などは捨てられ、日本には西洋流の知識学芸が大々的に導入されており、欧米流の大・中・小学校制度が設けられ、大学での文学・政治学・経済学・法学も全て英米流のものが講じられて、教員も英仏人が多いと答えた。また陸軍はフランス式に、海軍はイギリス式に則り、医学のみをドイツに負っている状況から、「邦人ノ思想更ニ英仏ニ向ヘリ」と述べた。この返答に対してシュタインは次のように説いた…

貴國ハ歴世固有旧慣ヲ捨テ新タニ換ルニ他邦ノ制度文物ヲ以テシ一国ノ規矩ヲ立テント欲シ未タ成シ得サル者ノ如シ今医学其ノ他技術ノ如キハ良巧ヲ探尋シ他ニ求メテモ事実ニ於テ主客ノ別無ク素ヨリ不可ナルコト無シト雖モ政治ト学制トニ至リテハ大ニ然ラス彼我ノ分主客ヲ明ニシ取舍スル所無ルヘカラス如何トナレハ其政治学制ノ如何ニ由テ一国ノ興廢存亡ニ関スレハナリ(中略) 自國ノ史書典故ニ疎ニシテ他國ノ典章文学ヲ研究スルトキハ事ヲ實際ノ邦政ニ求メス反テ空理ニ感觸シ嘗テ仏國ニ於ル如キ激烈ナル民權ヲ主張シ宛モ

児童ニ銃器ヲ授ルト同シク恐ラクハ邦家ヲ危フスルノ不幸ヲ醸サン（中略）文明開化モ亦法律政治ノ一朝ニシテ成シ得ルモノニ非ラス（中略）其国ノ沿革形勢ニヨリ漸ヲ以テ進ミ漸ヲ以テ成レリ必スシモ同一ナラス乃チ英仏独澳伊ノ如キ各言語ヲ異ニシ制度ヲ殊ニス学制ニ於テモ亦然リ是レ皆風俗人情ニ基キ教導ノ法ヲ設ケ一国ハ自ラ一国ノ学制アリ是レ其能ク一国ヲ維持スル所以ナリ（中略）事故ヲ経歴セサル血氣ノ徒英仏ノ制度沿革ノ如何ヲ詳ニセス徒ラニ其外貌ヲ欣賞シ之ヲ以テ速カニ己ノ国是ヲ決定セントスルハ抑何ノ謂ノヤ是全ク法政ト学制トニ主客ヲ分タス彼ヲ知テ己ヲ知ラス本末順序ヲ失フノ致ス所ナラン（中略）仏国ニ習ヒ民権ヲ主張スルモノアラハ為メニ国家ヲ覆スノ危キヲ醸スヤ顯然タリ其証ヲ得ント欲セハ更ニ俊秀ノ人数名ヲ撰ミ欧米各国ヘ派出セシメ細ニ各国ノ邦政学制ヲ異ニスル所以ト實際ト理論ト同ラサル所以ヲ研覈セシメハ自ラ判然タルヘシ之ヲ以テ学制ヲ改メ国是ヲ定メ玉ハンコヲ企望ス

シュタインによると、まず国家制度と教育制度のあり方はその国の将来を左右する重大なものである。この認識の上に、国家制度と教育制度はその国の歴史や慣習などに根ざすべきものであつて、自国のそうした要因を主体に、漸進的に物事を進めていくべきである。他国の制度、特に英仏の自由民権主義的な思想や制度などを取り入れて性急に社会の改革を進めるならば、国は危機存亡の憂き目を見ることになる。欧州の諸国家も、政治理論や教育理論はどうであれ、実際は各国固有の事情を反映した国家制度や教育制度を形成しているのである。そして教育の具体的な方策として、二つのポイントが数えられる。まず、教育制度を重視する中で、特に大学に重きを置く点である。次に、自国の歴史や慣習などその国が背負う固有の要因を大切にし、それらの上に国家制度や教育制度を整えるべきとする点である。シュタインの話は河島にこのように響いたようである。

これらをもって、先述した「道理と手段」の理解をさらに進めることができるだろう。すなわち道理とは、自由主義を抑制して天皇制国家を建設することを正当化する論理であり、それは国家の「百世ノ治安ヲ慮ル」ことである。そしてその「百世ノ治安ヲ」達成する手段として教育があり、大学を興し、また日本の歴史や伝統や慣習などに依る教育政策を進めることが求められるのである。

さて、伊藤が河島の建議書についてどれほど知っていたかは定かでない。しかし、長期の憲法調査に同道する中で、伊藤が河島から「百世ノ治安」を重んじるシュタインの学説についていろいろ聞かされていたとしても、不自然では無いであろう。もちろん、河島の手引きもあつて一行がウィーンに移ってからは、こうした説が直接シュタインの口から縷々述べられたものと思われる。

ただそのシュタインも、伊藤の再三の懇請にも関わらず、結局高齢を理由に日本行きを断った。よって日本における教育改革の実施は別の人物に委ねられることになる。

四 森文政と教育改革

明治十八年十二月、伊藤が日本の歴史で初の内閣総理大臣になったとき、伊藤たつての希望で文部大臣に就任したのは森有礼であった。元薩摩藩士の森は長らく外交畑にあつたが、アメリカ駐在少弁務使時代にはアメリカで日本の教育に関する本を出版したり（“*Education in Japan*”：1873）、私財をもって東京に商法講習所（現在の一橋大学）を開設（一八七五年）したりするなど、教育に多大な関心を持つ人物でもあつた。伊藤の憲法調査当時駐英公使を務めており、在英中にはハーバート・スペンサー（社会有機体説を提唱）やアンソニー・マンデラ（英国枢密院教育委員会副委員長で当時の文教責任者）やトーマス・ハクスリー（ダーウィニストの生物学者）ら

に会つては、社会の進歩改良やあるべき教育制度等について意見交換を重ねていた¹⁸⁾。

伊藤と森は、明治十六年五月にモスクワで行われたアレクサンドル三世の戴冠式に、有栖川宮熾仁親王が天皇の名代として参列した帰路にパリへ立ち寄つた際(同年八月)、パリのホテルで会っている。両者がそこで何を話したか詳細な記録は無いが、後に伊藤と森との間で交わされた書簡から内容をうかがい知ることができるとウインに戻つた伊藤は、九月十四日付で森に次のような文面を書き送つた…

即今我国の学者中。教育の事に意を注ぐ者なきに非ざるへしと雖。将来我国の治安を図るの目的を以て教育の基礎を定むる識見あるの人を見ず。愚見にては教育は徒に智力を進修せしめ利害を争はしむる為に非らず。必や幼童を薰陶して人の人たる所以を知らしめ。且之を養成して一國の精神を興起せしむるを要とすへし。固より各人各國の思想は制度法則の能く束縛する所に非ざるは論を俟たすと雖。國家の教育を提掌して幼童妙齡の人を誘導陶冶する所以の者幾分か其人をして方を知らしむる者なくんはあらず¹⁹⁾。

伊藤の考えによると、教育は知識を蓄えて功利的な競争に勝てる人を作るものではない。教育は将来にわたつて日本の政治・社会の安定を図る目的でなされねばならず、そのためには小さい頃から人としての分をよく教え、それを盛んにして日本国全体の精神の作興に結びつけねばならない。まずここにシュタインや河島の言説に共通する教育観が見て取れる。そして右記の引用箇所について、こうした事業は、「徒に洋学に心酔し。徒に漢学に固着し。徒に宗教に拘束せらるる人」には無理だが、森は「國家の教育を提掌して将来の為に衆庶幼若の時に当り。其方を知らしむるの目的を以て教育の基礎を定むるの識見を有する」「賢哲」であるため、ぜひ教育の任に当たつ

て欲しい旨が綴られていた²⁰⁾。

伊藤がこうした書簡を書く一方、森の方もほぼ同時に伊藤に書簡を送っていた。森の書簡には、『学政片言』というタイトルの意見書（九月十二日付）も添えられていた。森によると、これはパリで話し合った内容を書き留めたものとのことである…

…：教育ノ事タルヤ、先ツ人民ノ氣質ト古来ノ慣習トヲ審察シ、従前施行セル教育法ノ精粗長短ヲ明辨シ、而テ其適否ヲ較量スルヲ要ス。其際ニ鑑ミ最モ當サニ慎重注意スヘキ者アリ、即邦国固有ノ政基ニ由ル是ナリ。我邦教育ノ状ヲ觀察スルニ、…：其最モ急要ナル者ハ鍛鍊法ナリ、是人民ノ氣質体軀ヲ鍛鍊スルヲ指スナリ。氣質ノ鍛鍊トハ専ラ人心ヲ着実ニシ風俗ヲ敦厚ナラシムルノ義ニシテ、其切要ナルハ當路ノ識者モ亦當サニ之ヲ知ルヘシ。…：体軀ノ鍛鍊ハ古来我邦最モ欠ケル所ニシテ、今日ニ至リ世人尚未タ其須要至重ナルヲ覺ラサルニ似タリ。…：学政方向ノ良否ハ政治全体ノ伸縮ニ係リ、利害供ニ久遠ニ亘ル。故ニ其方向ヲ定ムルニハ、深ク人氣ト慣習トヲ参考シ極メテ周密精確ナルヲ要ス。…：²¹⁾

教育において、「人民ノ氣質ト古来ノ慣習トヲ審察シ」「邦国固有ノ政基ニ由ル」ことを重要視している点、そして政治と教育とを同じ文脈で捉えている点などは、シュタインの説く教育の在るべき姿と通じるものである。加えて、日本の教育に必要なものとして森は氣質と体軀の「鍛鍊」も取り上げているが、これは森のオリジナルな方策とみなせるだろう。ただ、『学政片言』の別の箇所にて、氣質の鍛鍊が必要な理由の一つとして「空論以テ政治ヲ紊リ」という社会情勢への批判が挙げられ、また体軀の鍛鍊が必要な理由として「之ヲ鍛鍊スル氣質ヲ鍛鍊

スル為ニ不可欠」とも述べられているため、結局はシュタインの教育観の枠内に収まるものともいえる²²⁾。『学政片言』と同封された書簡の方を見ると、パリでは他に算数教育の重要性や学校費用の捻出方法などについても話し合ったが、『学政片言』に書いたものに比べたら「梢枝葉」であるため省略した、とある²³⁾。伊藤と森が教育に何を求めていたのかがよく伝わってくる。

憲法調査を終えた伊藤は、明治十六年八月に帰朝し宮中に参内して経過を奏上した。森はイギリスに留まってお外交官としての職責を果たしつつ、伊藤の要望によって欧州の教育の調査などもした後に、明治十七年四月十四日に横浜に帰着した。同月二十八日に、伊藤は三條実美に森を参事院議員とし、内務省勤務・文部省御用掛兼務とするよう要請した。文部省内や宮中に異議もあつたが、森は五月七日に正式に参議院議員を拜命し文部省御用掛に任じられている。文部省に入ると、大木喬任文部卿の下で各地の学事視察などを活発に行なったり、また当時施行中の「改正教育令」に関する意見書を大木に提出したりした²⁴⁾。その後、明治十八年十二月二十二日に新内閣官制が公布され、伊藤が初代内閣総理大臣に就任すると、その文部大臣に任命されて入閣した。シュタインから伊藤に授けられた、「国家の治安を図る」という教育のコンセプトが、森によって具体的に実施される体制が整ったわけである。ただし、森はまだ大臣在職中、大日本帝国憲法発布の日（明治二十二年二月十一日）の朝に暴漢に襲われ、翌日落命したため、森文政自体は三年二カ月ほどで終結した。

その短期間に、森は大きな足跡を残している。文部大臣に就任すると、森は直ぐに学制改革に取り掛かった。それは四つの「学校令」という形で結実している。すなわち「帝国大学令」（明治十九年三月二日）、「師範学校令」、「小学校令」、「中学校令」（この三つは明治十九年四月十日）で、いずれも勅令として発布された。第二次大戦後の教育改革まで、日本の学校教育制度は森の敷いた「学校令」の上に展開していったため、森の施策の中でも「学

「校令」は顕著な業績と数えられる。その「学校令」について、まず「帝国大学令」から着手したところに大学重視の姿勢がうかがえよう。ドイツ留学から帰国し森の秘書官を務めていた木場貞長は、「…而して帝国大学といふは、其裡に官立と言ふが如き意味も含まれたであらうが、併しながら寧ろ国家を本位とする国家主義の大学教育を標榜するにありと解する方が、森氏の意を体するものではあるまいか。即ち大学令は其第一条に、帝国大学は国家の須要に応ずる學術技芸を教授し云々と言へるを見れば、此事は益明であらうと思ふ…」と証言している²⁵。森が、帝国大学をあくまでも国家に奉仕する機関として構想・設立していたことが推察される。

さらに森文政の特徴を捉えるものとして、井上毅の証言を挙げてみよう。森は、明治二十年夏頃に自己の教育方針に関する意見書について井上毅に代筆を依頼したことがあった²⁶。森の死から二ヶ月後、井上毅は皇典講究所で森について講演を行ったが、その意見書の内容にも触れつつ森文政をこう総括している…

……其意見書の主意は概略を申せば国体教育の主義である。思ふに森子か教育事務の委任を受けて以来段々苦慮を廻らされて。始めて帰一する所の方法を執られたものと見える。抑々教育と云ふことは。教科書の材料を並へて事物を知らすと云ふことに止まらない。一般国民の心を確め精神上の方向を指示し。一の重点に帰向せしむることか最重要なることである。……幸いにして我国には万国に類ない所の優美なる国産がある。そは何そといふに外でない。即ち御国の国体。万世一系の一事である。此一事より外に教育の基とすへきものはない。……此国の成立を以て教の基礎にすることか教育上第一の主義とすへきことである。之を棄て他に依るへきものはないといふか森子の第一の意見であつた。……其意見の第二は体育のことなり。森子の考へは体育と名付るより寧ろ民育と名くへきものであります。一般の人民か体力強大志気雄壯にして

独立の人民たるに堪ふるだけの者でなければならぬ。御国は是まで太平の続きたるか為。人の体躯が弱くなつて一國の独立を維持する所の人民の資格に適はない。是は小学の体育に力を用いられは。永き歲月の間には其成功を見る事か出来るか。其は今日の間には合はぬ。故に学校の教育の外に。一般壮年の人までも一月に一度とか二度とか学校に集め銃を持たせて体操をさせたいというか森子の意見であつた。……右申せし様な訳でありますから森子教育の主義は国体教育であつたと云ふ事を証拠立つる事か出来る。……(27)

井上は森文政を「国体主義」という言葉で表している。それが森文政の第一の特徴であり、天皇制国家を堅持してきたという日本の政治的伝統に基づいた国体主義を基盤とし、この上に国民の精神を一方向にまとめようとした点を挙げている。第二の特徴として体育を挙げているが、これも身体の発育や運動機能の向上というよりは、日本国民をして列強に引けを取らない近代国家を目指す志操を持たせると、「民育」として取り組むよう目論まれていたことが分かる。

このように森文政を見ると、森もシュタインの国家学に由来する独特の教育観を受け継ぎ、それを国体という文脈に当て嵌めて具体的に実行してみせたといえよう。ただ、在職半ばで斃れた森に代わって「国体教育」を軌道に乗せたものとして、『教育勅語』も看過することはできない。伊藤も深く関わりながら井上毅や元田永孚も加わって作成したこの文書は、天皇制国家という構造の上に、日本の歴史的・伝統的な教育観・価値観に基づく国民道徳を説き、学校教育というルートで広く展開していったのである。

第二次大戦後に廃止されるまで、この教育勅語は帝国大学と共に効果的に機能し続けた。

五 哲学館と「護国愛理」への眼差し

ここまで見てきたように、明治十年代から二十年代にかけて、明治国家の統治形態とそれを支える教育制度が急速に整えられていった。ドイツ国家学に由来する、「将来我国の治安を図るの目的を以て教育の基礎を定むる」という伊藤の基本構想が、森文政などを通じて推進されていったのである。教育史が専門の寺崎昌男は、伊藤にとってシュタインとの接触は大学教育への認識を新たにする重大な契機となったと指摘するが、それは森による帝国大学の設置という形で現実に進展していった⁽²⁸⁾。また、その国の歴史や慣習といったドメスティックな要因の上に教育制度を立てるべきというシュタインの見解は、日本においては国体をベースとした教育勅語体制で確固になったと見ることができよう。

さて、このように周囲の政治・教育環境が固まっていく時期、円了は教育者としての活動を開始している。明治十一年に東本願寺留學生として上京し、東京大学（帝国大学の前身）予備門に入学すると、明治十四年に東京大学文学部哲学科に入る。明治十七年には井上哲次郎、三宅雪嶺、西周、加藤弘之らと「哲学会」を創立し、この頃から健筆を奮うようになる。明治十八年に大学を卒業すると、次々と著書を発表しながら本格的に哲学館設立の構想を練り始める。明治二十年七月に私立学校設置願を東京府知事に提出し、同年九月に哲学館を設立した。そして翌二十一年六月に第一回の海外視察旅行に出発し、二十二年六月に帰国している。その後も旺盛な著述活動を展開しつつ、明治二十三年十一月から全国巡講を開始した。

明治政府の教育政策を視点としてこうした一連の動きを見るなら、まず哲学館の存立に対する検討が俎上に上る。円了が哲学館創立に際し発表した『哲学館開設ノ旨趣』（明治二十年六月）によると、文明の発達は知力に依り、高等な知力は学問に依っているが、その学問の中心は哲学であるので哲学専修の学校をつくるとある。しか

も「余資なき者」（大学に進む経済力のない人）や「優暇なき者」（原書を読みこなす時間のない人）のために、一年から三年で論理学、心理学、倫理学、審美学、社会学、宗教学、教育学、哲学、東洋諸学などを速修させる。この哲学館をもって社会、国家に利益をもたらすと共に、文明進歩の促進を目指すとする。これが元々のコンセプトであったが、明治二十二年七月に海外視察から帰国すると、円了は直ぐに『哲学館改良の目的に關して意見』を、翌月には『哲学館将来の目的』を発表した。例えば後者においては、哲学館を神道・儒教・仏教、哲学・歴史・文学などの日本固有の学を基本とする「日本主義の大学」とし、それに西洋諸学をプラスして「日本国の独立、日本人の独立、日本学の独立」を図ると掲げるなど、日本を強調する形に変更した。それと同時に「宇宙主義」も標榜し、哲学館は汎国家的なユニバーサルな真理または哲理を研究するとも述べている。帝国大学モデルと比較・検討した場合、こうした変更の「意味」や「意義」はどのように解されるであろうか。

実際、こうした円了の変化はその教育観においても如実に見られる。例えば、哲学館創立前の著作『倫理通論』（明治二十年二月・四月）は、アレクサンダー・ペイン、ハーバート・スペンサー、チャールズ・ダーウィンらの英米流進化説に基づいて書かれていたが、教育勅語発後後に発表された『日本倫理学案』（明治二十六年一月）は、道徳の原理は一国の風俗、習慣、政治、国体等に依じて異なるとして、全面的に教育勅語の旨意に基づいていた²⁹。円了の日本道徳支持を端的に示すものは、円了の「護国愛理」という教育概念であろう。教育勅語発布に接して「感涙し積年の素志を達するは此時にある」と感激し、『教育宗教関係論』（明治二十六年四月）では次のように述べる：

……是亦余か護国愛理の二大義務に關係する者にして教育と宗教との本源に遡りて其主義を明に先せんと欲

せば其国固有の学を専修する路を開き以て学問上根柢を確定せざるへからず我国固有の学は国学漢学仏学にして日本大学の目的は此三学の専門科を設くるにあり之を要するに余の教学に関する事業は大小種々あれども総て護国愛理の二大目的を實行するに外ならざるなり……(30)

「教育は勅語に基づき、宗教は仏教をとる」と「断言」する円了によると、護国愛理という二大目的を達成するためにそうした教育と宗教が必要で、「教育と宗教との相関係するもの」として「道徳」が位置付けられていた³¹⁾。円了はこの後さらに進んで、『勅語玄義』（明治三十五年十月）では皇国史観に基づく国体を賛美し、皇室への絶対的忠孝を説くに至る。円了の教育観を国家主義的として対象化することは難しくないが、国家主義的思想もさまざまな形を取り得る中で、なぜ円了はこうした形での国家主義的教育を提唱したのか、シュタイン・伊藤・森の思想と行動を視点に深掘りが可能になると思われるのである。

(了)

【註】

- (1) 三浦節夫 (2016) 『井上円了』、東京：教育評論社、p. 294.
 - (2) 三浦、前掲書、pp. 294-296.
 - (3) 尾佐竹猛 (1941) 「須多因の観たる日本の国体と風俗」、『昭徳』（一九四一年九月号）、p. 103.
 - (4) 林薫『後は昔の記』、東京：東洋文庫、p. 214.
- (5) 現在では、第二回・三回の海外視察旅行記と併せて、次の書籍にて内容を知ることができる：東洋大学井上円了記念学術センター編 (2003) 『井上円了・世界旅行記』、東京：柏書房

- (6) シュタインの晩年については、ローレンツ・シュタイン著／森田勉訳『社会の概念と運動法則』、京都：ミネルヴァ書房、の「シュタインの生涯」を参照。
- (7) 土屋忠雄 (1962) 『明治前期教育政策史の研究』、東京：講談社、pp. 274-275.
- (8) 井上毅伝記編纂委員会編 (1966) 『井上毅伝史料篇第一』、東京：国学院大学図書館、p. 251.
- (9) 明治十五年八月十一日付の岩倉具視宛書簡。春畝公追頌会編 (1970) 『伊藤博文伝中』、東京：原書房、p. 296.
- (10) 春畝公追頌会編、前掲書、p. 318.
- (11) 春畝公追頌会編、前掲書、pp. 320-321.
- (12) 明治十五年九月六日付の松方正義宛書簡。春畝公追頌会編、前掲書、p. 310.
- (13) 清水伸 (1939) 『独壇に於ける伊藤博文の憲法取調と日本憲法』、東京：岩波書店、この中に、伊東巳代治筆記として「大博士斯丁氏講義筆記」がある。
- (14) 尾佐竹武 (1930) 『日本憲政史』、東京：日本評論社、pp. 338-339.
- (15) スタイン述 河島醇編 (1889) 『憲法及行政法要義』、東京：集成社。
- (16) 土屋忠雄、前掲書、pp. 414-415.
- (17) 土屋忠雄、前掲書、p. 415.
- (18) 犬塚孝明著／日本歴史学会編 (1986) 『新装版 森有礼』、東京：吉川弘文館、pp. 219-224.
- (19) 木村匡 (1987) 『森先生伝』、東京：大空社、p. 131.
- (20) 木村匡、前掲書、pp. 131-132.
- (21) 大久保利謙編 (1972) 『森有礼全集第一巻』、東京：宣文堂書店、pp. 332-334.
- (22) 大久保利謙編、前掲書、p. 333.
- (23) 大久保利謙編、前掲書、p. 334.
- (24) 『教育令ニ付意見』(明治十八年七月)。
- (25) 『帝国大学令一制定に関する木場貞長氏の手記』、大久保利謙編 (1961) 『明治文化資料叢書 第八巻 教育編』、東京：風間書房、p. 185.
- (26) 現在その全文を読むことが出来る。木村匡、前掲書、pp. 148-151.
- (27) 木村匡、前掲書、pp. 144-147.

- (28) 寺崎昌男 (1979) 『日本における大学自治制度の成立』、東京：評論社、p. 117.
- (29) 岩井昌悟 (2019) 「井上円了の〈宇宙万物に対する徳義〉」、東洋大学井上円了研究センター編『論集 井上円了』、東京：教育評論社、pp. 337-338.
- (30) 祖父江章子 (1989) 「井上円了の教育観」、清水乞編著『井上円了の学理思想』、東京：東洋大学井上円了記念学術振興基金、p. 257.
- (31) 岩井昌悟 (2019) 「井上円了の〈宇宙万物に対する徳義〉」、東洋大学井上円了研究センター編、前掲書、p. 337.